

買受人の承認要領

函館市水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）における買受人の承認については、函館市水産物地方卸売市場条例（以下「条例」という。）第29条および函館市水産物地方卸売市場条例施行規則（以下「規則」という。）第28条の規定のほか、この要領に定めるところによるものとする。

1 知識および経験または資力信用の基準

条例第29条第3項第2号の知識および経験または資力信用の認定は、次の基準によるものとする。

- (1) 年齢が、原則として満20歳以上の者であること。
- (2) 函館市内または北海道渡島総合振興局もしくは北海道檜山振興局管内において、次に掲げる業務を現に営み、当該業務について引き続き5年以上の経験またはこれと同等の経験を有し、かつ、水産物の取引について評価の経験を有する者であること。
 - ア 店舗を有し、水産物を販売する業務。
 - イ 加工または保管設備を有し、水産物を販売する業務。
- (3) 申請時において、買出人として市場の仲卸業者との取引期間が1年以上で、その年間買受金額が500万円以上の取引実績を有し、かつ、市場において卸売業者から継続して買受けを行う者であること。
- (4) 卸売業者と支払保証、代金決済に係る売買取引に関する約定を締結しうる信用がある者であること。
- (5) 市場関係業者に取引業務に係る遅延した支払債務を有していない者であること。
- (6) 申請者が法人である場合は、当該法人のため常時売買に参加する者が、水産物の取引について、引き続き3年以上の経験またはこれと同等の経験を有し、かつ、評価の経験がある者であること。

2 承認の数

買受人の承認の数は、1経営主体につき1人とする。

3 承認の時期

買受人の承認の時期は、毎年2回4月1日および10月1日とする。

4 承認期間

買受人の承認期間は、3年とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

5 承認申請の手続

買受人の承認を受けようとする者は、第3項に規定する承認の時期の前40日から当該承認の時期の前20日までの間に、買受人承認申請書を市長に提出しなければならない。

6 承認の更新

(1) 条例第29条第1項の規定により承認を受けた買受人は、その承認期間の満了の日後も引き続き買受人になろうとする場合は、当該承認期間の満了の前60日から当該承認期間の満了の前30日までの間に、買受人承認更新申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 前号に規定する買受人の承認の更新の基準については、第1項の規定を準用するものとする。この場合において、第1項第3号の取引実績については承認期間中における卸売業者および仲卸業者からの買受金額が年間500万円以上である者であることとする。

7 承認申請時の添付書類

第5項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 申請者が法人の場合

(ア) 企業の概要

(イ) 誓約書

(ウ) 定款

(エ) 登記事項証明書

(オ) 代表者および常勤役員の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書および写真

(カ) 保健所長の発行する営業許可等の証明書

(キ) 売買業務に常時参加する者の調書

- (ク) 仲卸業者との取引実績額証明書
- (ケ) 仲卸業者の同意書
- イ 申請者が個人の場合
 - (ア) 営業の概要
 - (イ) 誓約書
 - (ウ) 履歴書，住民票の写し，市町村長の発行する身分証明書および写真
 - (エ) 保健所長の発行する営業許可等の証明書
 - (オ) 仲卸業者との取引実績額証明書
 - (カ) 仲卸業者の同意書

8 更新申請時の添付書類

第6項の申請書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ア 申請者が法人の場合
 - (ア) 企業の概要
 - (イ) 保健所長の発行する営業許可等の証明書
 - (ウ) 第6項第2号で準用する第1項第3号から第5号までに掲げる者に該当する旨の卸売業者および仲卸人からの書面
- イ 申請者が個人の場合
 - (ア) 営業の概要
 - (イ) 保健所長の発行する営業許可等の証明書
 - (ウ) 第6項第2号で準用する第1項第3号から第5号までに掲げる者に該当する旨の卸売業者および仲卸業者からの書面

9 営業の譲渡ならびに合併および分割

- (1) 買受人が営業の譲渡しをする場合において，譲受人が譲渡人の行っていた買受人業務を引き続き営もうとするとき，または，買受人（法人の場合）が合併する場合（買受人たる法人と買受人でない法人が合併して買受人たる法人が存続する場合を除く。）または分割する場合（市場における買受人業務を承継させる場合に限る。）において，合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により当該業務を承継した法人が買受人業務を引き続き営

もうとすることは、買受人営業譲渡・合併・分割承認申請書を市長に提出し承認を受けなければならない。

(2) 前号の申請書には、規則第28条に掲げる書類のほか、譲渡しおよび譲受けの契約書の写し、法人の場合にあっては、合併の契約書の写しまたは分割の計画書もしくは契約書の写しを添付しなければならない。

(3) 第1号の承認の日は、譲受人および合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により買受人業務を承継した法人に承認をする旨通知をした日から承認期間とする。

10 相続

(1) 買受人が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた買受人の業務を引き続き営もうとすることは、買受人相続承認申請書を被相続人の死亡の日から起算して60日以内に市長に提出し、承認を受けなければならない。

(2) 前号の申請書には、第7項に掲げる書類および被相続人との続柄を証する書面を添付しなければならない。

(3) 相続人が第1号の申請をした場合において、被相続人の死亡の日からその承認をした旨またはその承認をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした条例第29条第1項の承認は、その相続人に対してしたものとみなす。

(4) 相続人の承認期間は、相続人に承認する旨を通知した日から被相続人が承認を受けていた日までとする。

11 市場関係者からの意見聴取

市長は、買受人の承認、承認の更新、営業の譲渡ならびに合併および分割、相続を承認する場合は、あらかじめ関係機関の意見を聴取することができる。

附 則

1 この要領は、昭和61年2月1日から施行する。

- 2 この要領施行の際現に買受人承認要領（昭和54年4月1日施行）の規定により買受人として承認を受けている者の承認期間は，昭和61年3月31日までとする。
- 3 買受人承認要領（昭和54年4月1日施行）は，廃止する。

附 則

この要領は，平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成7年2月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成15年11月25日から施行する。

附 則

この要領は，平成17年3月7日から施行する。

附 則

この要領は，平成22年2月19日から施行する。

附 則

この要領は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，令和2年6月21日から施行する。